

第20回警察庁会計業務検討会議概要

〔案件1〕 機動隊及び警察学校電気料

【委員】 本案件は、ウクライナ情勢の悪化に端を発する燃料高騰によって電力価格が高騰している中で、6者から問合せがあり、結局、いわゆる新電力である落札業者1者が応札したとのことである。

今回の落札業者だけが応札した要因について、分析しているか。

【回答】 5者が入札に参加しなかった要因としては、燃料価格高騰のほか、本案件の仕様において、環境に配慮した電力調達を要件としたことが負担になったものと思料される。

【委員】 新電力は、再生可能エネルギー等から電力調達をしているほか、電力市場からの調達も実施していることから、電力市場における電力価格の高低によって利益が左右される事業構造を持っている企業が多い。このような事情から、市場における電力価格高騰の煽りを受け、会社更生や倒産となった新電力が増えている状況であり、また、新電力のバランスシートも非常に悪化しているとの分析が報道されている。

先述の新電力の特殊性を踏まえ、一般の入札参加資格以上に企業の信用力に関する基準を定めているのか。

【回答】 特段、定めていない。

【委員】 新電力が倒産に至る要因の一つとして、市場調達の割合が高く、市場価格が高騰すると、逆ざやになってしまうということがあるようである。

現在、燃料価格が高騰している状況であるが、電気供給契約を締結するに当たって、契約期間中に相手方が倒産してしまうということがないよう、あらかじめ応札者の事業構造や企業体力についても把握しておく必要があると思料される。

入札の際にそうした情報をどこまで精査することができるかという問題はあるが、何らかの新たな手立てを検討していただきたい。

【回答】 承知した。

【委員】 契約単価を固定する単価契約の場合、燃料価格が安定し、電力価格も安定しているときは、業者も一定の利益を見込んで長期の電気供給契約を行うことができる一方、燃料の相場が見えない状況では、業者はリスクを恐れて契約を控えるのが通常である。したがって、例えば、燃料価格と契約単価を連動させる契約や、単価を固定した契約であったとしても、契約期間を短くするといったことはできないのか。

【回答】 電力供給契約は、固定の契約単価のほか、燃料調整費が設定されており、実際に請求される電気料は、その時々々の燃料価格が反映された燃料調整費が契約単価に上乗せされる形で計算され、請求されることになる。それゆえ、

一定程度、業者がリスクを恐れて入札の参加を控えるといったことは防げると考えている。

本案件は、例年、応札者数が少ない案件であり、そこに燃料価格の高騰が相まって、一者応札となったのではないかと考えられる。

【委員】 従来、少ないながらも複数の応札があった状況で、今回特に一者応札であった理由としては、やはり、契約期間も一つの理由になっていると考えられる。このほかにも、多くの応札者が集まらない理由はあると思料されることから、その理由を十分検討し、広く業者に声かけするようにされたい。

【回答】 承知した。

〔案件2〕 埼玉県警察学校第四生徒寮空調工事

【委員】 本案件は、9者が応札している一方で、落札率が97.8%と高止まりしている。本案件の内容を見てみると、主にエアコンの設置工事であり、9者が応札したのであれば、もう少し価格が下がるような印象を受ける。本案件について、落札率が高止まりするような特別な事情があったのか。

【回答】 最新の実勢価格に基づき予定価格を算出していることから、入札価格が予定価格に近接したものと思料される。特別な事情というのではない。

【委員】 「最新の実勢価格」とは、何を基に算定しているのか。

【回答】 県が毎月更新している単価表に基づいている。

【委員】 県の最新の単価ということだが、これは県の調達実績に基づいて算定しているのか、市価に基づいて算定しているのか。

【回答】 詳細は把握していないが、実勢価格を基に算定していると承知している。

【委員】 電化製品は、通常、販売価格に幅が持たされている。本案件のように工事契約と一体の調達であれ、電化製品を大量に調達する場合は、「単価」に拘泥するのではなく、大量調達に伴う価格低減についても検討していただきたい。

【回答】 承知した。

【委員】 工事の完成写真を見ると、甲社製のエアコンが採用されている。

落札の決め手は、甲社製のエアコンを採用したことだったのか、それとも、別の要因だったのか。

【回答】 落札していない事業者の入札価格の内訳を把握していないため、具体的な要因については回答しかねる。

【委員】 本案件のような機器設置工事の「市場価格」は、機器自体の価格とその他の経費との兼ね合いで決せられると思料されるところ、本案件の応札事業者の応札価格を見てみると、一部の事業者は、予定価格を大きく上回る価格を提示している。「市場価格」があるのであれば、おおむね予定価格周辺に応札価格が集中するはずである。当該事業者は、どういう意図からそうした価格を設定するのか。

【回答】 各事業者に直接確認したわけではないので飽くまで想像でしかないが、予定価格に近い応札価格を提示していた事業者は、本案件を一度で落札しようとしていた事業者であり、それ以外の事業者は、本案件が一度不落となった

場合を見据えて入札に参加していた事業者と史料。

【委員】 市場原理からすれば、競争原理が働く市場において価格は均衡し、適正な「市場価格」となるのが原則である。しかし、殊公共入札に限っては、何を適正な「市場価格」と考えるのか、そして、それをいかに予定価格に反映させるかという問題がある。その辺りの問題についても明らかにできれば、より透明な入札になると史料。

【回答】 承知した。今後、検討させていただきたい。

【委員】 本案件は、請負工事とこれに関連する機器類や部品等の調達とを合わせて一つの案件として入札に付している、という認識でよいか。

【回答】 貴見のとおり。

【委員】 機器類の調達と請負工事とを別々に入札に付すこと（以下「分離発注」という。）は可能か。また、本案件について、その適否の検討は行ったのか。

【回答】 分離発注自体は可能である。

もっとも、本案件については、工事の対象が学生寮であり、学生が不在となる期間にのみ工事が可能であって、工事終了後すぐに学生の入寮が控えているという事情を踏まえると、工期の延長等の不測の事態が生じないようにするためには、分離発注ではなく、同じ業者に工事と機器類の調達を任せた方が効率的であると判断した。

【委員】 実際に事業者アンケートを実施する等し、分離発注した場合には本案件が実施不可能といえるのか、また、分離発注による価格低減が見込めないか等を検証した上で、抽象的に判断するのではなく、具体的な事実に基づいてその適否を判断した方が、より説得的であると史料。

【回答】 今後の検討事項とさせていただきたい。

〔案件3〕 事件対策車（Ⅱ型）

【委員】 特殊な警察車両の調達について、設計や製作コスト等の関係から、過去に納入実績のある事業者が落札しやすいという実情があることは承知しているところである。

本案件と同種の過去の案件についても、乙社が落札しているのか。また、過去の同種の案件について、ベースとなる車両は同一だったのか。

【回答】 平成21年度以降、本案件を除き3回の調達を実施しているが、その全てで落札しているのは、ベースとなる車両を生産していた丙社である。

なお、現在、丙社において当該ベース車両の生産は終了しており、本案件のベース車両は過去のものとなっている。

【委員】 乙社は、今回初めて警察車両の入札に参入した事業者なのか。

【回答】 乙社は、別種の警察車両において落札実績がある事業者であり、新規参入事業者ではない。

【委員】 応札価格について、まずベースとなる車両自体の価格があり、そこに特殊な仕様を満たすための一定の改造を施すことになるから、ある程度、価格は決まってしまうものなのか。それとも、価格低減の努力の余地はあるのか。

- 【回答】 ベース車両の価格が応札価格を左右することとなる。
したがって、大手自動車メーカーが落札し、自社製品をベース車両としない限りは、価格低減の努力の余地は少ないと思料。
本案件について言えば、乙社は自動車メーカーではなく、架装業者であり、事実上、大幅な価格低減は困難である。
- 【委員】 本案件の警察車両（以下「本件車両」という。）は、警察活動の中で、特殊な用途に用いられるのか。
- 【回答】 本件車両は、通常の警察活動の中で用いられるものである。
- 【委員】 本件車両が特殊な用途で用いられない車両なのであれば、より簡素な仕様であって、多くの事業者が参入しやすい仕様にすることはできないのか。
- 【回答】 本件車両については、一般車両に比して、多少架装が多いとしても、警察車両としてはかなり簡素な仕様である。
御指摘のとおり、仕様の見直しの余地もあることから、運用面での問題等を検討の上、更に仕様の見直し等を進めていきたい。
- 【委員】 本件車両のベース車両は、丁社の製品であるとのことだが、丁社は本案件の入札に参加していないのか。
- 【回答】 丁社は、本案件の入札に参加していない。
- 【委員】 丁社が入札に参加しなかった理由について、何か把握しているか。
- 【回答】 丁社が入札に参加しなかった理由については、確認できていない。
なお、別種の警察車両であって、本件車両と同種の車両をベースに用いた入札について、丁社には参加実績がある。したがって、今後、本案件と同種の調達を実施する場合には、丁社に入札に参加してもらえるよう、積極的に働きかけをしていく予定である。
- 【委員】 警察車両の入札については、通常、ベース車両の製造メーカーが入札に参加すれば、落札価格が最も安価になるとのことであるから、その製造メーカーが参加せずに入札が行われたのであれば、当然、その理由が明確に説明される必要がある。
今後も本案件と同種の車両の調達が行われるとのことなので、その旨留意の上、適正に調達を行っていただきたい。
- 【回答】 承知した。
- 【委員】 警察車両は特殊な架装を施すものであるから、過去にその警察車両の納入実績が無い場合、設計・製作に多くの時間を要するというのは当然である。そうした事情を踏まえ、より入札参加者を増やす方策として、例えば、仕様を公開する時期を早める等の工夫はできないのか。
車両に限らず、特別な仕様の調達を実施する場合について、広く新規参入しやすい仕組み作りが必要である。
- 【回答】 検討させていただきたい。

〔案件4〕 住宅地図データセットⅠ 外1点

- 【委員】 本案件は戊社製の地図データを用いることを仕様で指定しているところ、

今回の入札を辞退した事業者の辞退理由として、戊社製地図データの取扱いがない等の理由が挙げられているが、今回落札した己社以外に、戊社製地図データを利用して本案件を調達できる事業者はいないのか。

また、本案件は戊社製地図データを用いていることから、応札価格の一定の範囲が当該製品の価格で占められており、その他の部分で業者間の競争が行われると思料されるどころ、己社以外の事業者が参入した場合、価格競争が行われる等し、価格低減の余地はあるのか。

【回答】 己社以外にも参入できる事業者は把握しているが、結果として1者応札となった。

また、己社以外の事業者が参入することで、価格低減の余地があるか否かについては把握していない。

【委員】 本案件の地図データセットを搭載するシステム（以下「システム1」という。）自体が、戊社製地図データを前提としているという認識でよいか。

【回答】 貴見のとおり。ただし、当庁においてシステム1に戊社製地図データの搭載を仕様で定めたものではなく、システム1の制作事業者が、戊社製地図データを前提とした製品を納入したものである。

【委員】 結果として、システム1においてベンダーロックインとなってしまった、ということか。

【回答】 貴見のとおり。

【委員】 既にベンダーロックインとなってしまった状態では、これを改善することはなかなか困難であると思料されるが、新たな納入事業者を参入させる等、引き続き価格低減の努力を継続されたい。

【回答】 今年度の入札については、入札辞退者の意見を反映させた仕様とする予定である。引き続き仕様の改善に努めたい。

【委員】 戊社の他に地図データの取扱いのある事業者は存在するのか。

【回答】 当庁で把握している限りではあるが、2者ある。

【委員】 その2者については、他省庁を含め、地図データを使ったシステムを構築した実績があるということか。

【回答】 当庁では、他省庁の実績を把握していない。

【委員】 戊社が地図データ市場で優位に立っている状況であるとはいえ、今後、システム1の後継システムを導入する際には、調達により達成すべき目的と競争性とを比較衡量し、戊社以外の地図データ事業者も参入が可能な仕様を検討されたい。

また、己社については、GIS系の開発でかなり有力な事業者であることから、競争性を担保する上で、己社と対抗しうる事業者をいかに見いだすかという点についても留意されたい。

【回答】 承知した。

【委員】 入札を辞退した者の辞退理由として、「情報収集目的」というものがあるが、情報収集の具体的内容について把握しているか。

【回答】 具体的な内容については把握していない。

【委員】 例えば、仕様のレベル感を把握する目的で入札説明書を受領した上で、実際に入札に参加可能であれば応札を検討していた、といった場合等、「情報収集目的」の具体的内容を把握していれば、その具体的内容に応じた仕様の策定が可能となり得る。今後は、より深い回答を聴取するようにされたい。

【回答】 承知した。

〔案件5〕 衛星通信用IP端局設備A（2形）（1） 外10点

【委員】 本案件で調達された製品について、技術的に汎用性があるものではないとの認識でよいか。

【回答】 貴見のとおり。

本案件で調達された製品は、広く市場に出回るものではなく、また、その製品を製造可能な事業者も限られている。

【委員】 そもそも製造可能な事業者が限られているのであれば、いかにその事業者に入札に参加してもらえるか、そして、いかにその事業者が参加できる仕様とするかというのが論点になると思料。

そうだとすれば、あらかじめ仕様を公開し、事業者側に企画を提案させる方式を採る方が適切ではないか。

【回答】 本案件については、仕様を策定するに当たって、あらかじめ事業者意見に意見を招請し、衛星通信市場の技術状態を把握している。その上で、特殊な仕様ではなく、より一般的な仕様を策定することにより、事業者が参入しやすい状況を作っているところ。

【委員】 本案件の入札辞退理由として、本案件の入札に参加するに当たって、自社製品を本案件向けに調整する必要がある、これがネックになっている旨申告があったようである。

限られた中でもより多くの事業者が入札に参加しやすいよう、可能な限り汎用品で本案件の仕様を策定することはできないのか。

【回答】 御指摘いただいた点については、当庁でも検討しているところではあるが、本案件の仕様上、汎用品では対応できない部分もある。これについては、関係事業者と調整の上、事業者が参入しやすい仕様としていきたい。

〔案件6〕 事前旅客情報照合業務用プログラム

【委員】 入札説明書を受領したものの、実際に入札には参加しなかった者への聴取結果として、開発に向けた体制整備が困難であることや、規模が大きく開発を履行できないリスクがあることが挙げられていたが、貴庁において、落札事業者以外に本案件を履行可能な事業者を把握しているか。

【回答】 本案件においては、意見招請等の手続を履践しているところ、その手続に参加していた9者については、本案件が履行可能であると思料。

【委員】 本案件で調達するシステム（以下「システム2」という。）を開発する能力自体はあるが、企業の体力的な問題でリスクを感じ、多くの事業者が応札を差し控えた結果、落札事業者のみが応札したということか。

- 【回答】 多くの事業者が入札を差し控えたのは、企業の体力的な問題ではなく、システム2の一部に技術的なリスクを感じたというのが理由であると思料。
- 【委員】 そうだとすれば、例えば、事業者側がリスクを感じる部分を切り出したり、システム2の技術的なリスクについて説明を尽くしたりするといった工夫の余地はあると思料。
- 【回答】 今後の検討事項としたい。
- 【委員】 昨今、経済安全保障の問題が取り沙汰されているところであるが、これに関連して、本案件において事業者側から貴庁に企業秘密に類する情報を提供しなければならないといったことを危惧し、事業者側で入札を差し控えた、といった事情はないのか。
- 【回答】 当庁の情報システムについて、特殊な情報を扱う可能性があるとはいえ、システム自体は一般的な仕様となっている。それゆえ、経験上、事業者が入札に参加するに当たって企業秘密云々で躊躇することはないと思料。
- 【委員】 システム2について、相当に仕様に工夫を凝らしているにもかかわらず、それがうまく事業者に伝わっていなかったというのは残念である。今後は、仕様内容の説明方法についても工夫していただきたい。
- 【回答】 承知した。

委員講評

- 【委員】 電力調達については、刻一刻と情勢が動いていることから、民間事業者の動向についても留意しつつ、適宜、適正に対応していただきたい。
- また、貴庁の調達においては、様々な事情があつて、説明を尽くすことができない場合があることは承知しているが、その一つ一つの問題を分析してみれば、説明が可能な部分がないわけではない。国民の目線に立ち、丁寧に説明することが求められている旨留意されたい。
- 【委員】 今日の審議において分離発注の話題が取り上げられたが、機器については明確に市価が把握できることから、どうすればより経済的な調達となるのか、何が合理的な調達といえるのか、よく検討していただきたい。
- 【委員】 警察における調達は、特殊なものが多く、どうしても提供可能な事業者が限定され、いわゆるベンダーロックインに類する状況になることが多いが、そうした中でも仕様を改善して競争性を高めるとか、納入事業者と交渉して効率的な調達を重ねるとか、工夫の余地はある。
- 引き続き工夫を重ね、調達の改善に努められたい。